【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

 【提出日】
 平成26年3月10日

 【会社名】
 株式会社豊和銀行

 【英訳名】
 THE HOWA BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】取締役頭取権藤 淳【本店の所在の場所】大分市王子中町 4 番10号【電話番号】097(534)2611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 佐藤 俊明

【最寄りの連絡場所】大分市王子中町 4 番10号【電話番号】097(534)2611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 佐藤 俊明

【縦覧に供する場所】 株式会社豊和銀行 福岡支店

(福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1【提出理由】

当銀行は、平成26年3月10日開催の取締役会において、当銀行D種優先株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- . D種優先株式発行要項
- 1.株式の種類及び銘柄
 - (1) 種類及び銘柄

株式会社豊和銀行 D 種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) (以下「 D 種優先株式 」という。)

- (2) D種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質
 - イ.D種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。
 - 口.D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたD種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

- 八.上記の取得価額は、90.5円を下限とする。
- 二.D種優先株式には、当銀行が、平成36年3月31日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行取締役会が 別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を 取得することができる取得条項が付されている。

上記イ.ないし二.の詳細は、下記第13項及び第14項参照。

2.発行数

16,000,000株

3.発行価格及び発行価額の総額

発行価格は1株につき金1,000円(発行価額の総額金16,000,000,000円)

4. 増加する資本金の額

1株につき金500円(総額金8,000,000,000円)

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金500円(総額金8,000,000,000円)

6. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に募集株式の全部を割当てる。

7. 申込期日

平成26年3月31日

8.新規発行年月日(払込期日)

平成26年3月31日

- 9. D種優先配当金
 - (1) D種優先配当金

当銀行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通

臨時報告書

株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「D種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「D種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) D種優先配当年率

平成26年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率 = 初年度 D種優先配当金 ÷ D種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度 D種優先配当金」とは、D種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR (12ヶ月物)(ただし、D種優先株式の発行決議日をD種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(その算出の結果が8%を超える場合には、8%とする。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成26年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率 = 日本円TIBOR (12ヶ月物) + 0.95%

なお、平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「D種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、D種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、D種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. D種優先中間配当金

当銀行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過 D 種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

D種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、D種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該D種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

平成26年4月1日から平成41年3月31日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数にD種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(6)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(証券会員制法人福岡証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が90.5円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される(以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(6)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 取得価額の調整

イ.D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。) を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を 「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、 その小数第1位を切り捨てる。

						交付普通		1 株当たりの
				既発行	.	株式数	>	、 払込金額
調整後	=	調整前		普通株式数			時	価
取得価額	_	取得価額	×	既発行普通株	式数	+	-	交付普通株式数

() 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(6)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び ()並びに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権 付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又

臨時報告書

は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降 これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を 行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(6)に準じて調整する。
 - () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
 - () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及び口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
 - () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(6)に定める取得価額(第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(7)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(8)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成36年3月31日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数にD種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1 株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 法令变更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は 合理的に必要な措置を講じる。 18. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。 . その他株式の内容等

- . その他株式の内容等
- 1. 単元株式数
 - 1,000株

(なお、当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株である。)

2. 種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

3.議決権の有無及びその理由

当銀行は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記 . 第12項に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

- . 手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 1.手取金の額

発行総額 16,000,000,000円 発行諸費用概算額 80,000,000円 差引手取概算額 15,920,000,000円

2 . 手取金の使途及び支出予定時期

本第三者割当増資により調達する上記差引手取概算額15,920,000,000円については、金融仲介機能を積極的かつ継続的に果たし、これまで以上に地域の中小企業等や個人のお客様に対するコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給と質の高いサービスの提供を行うために活用する予定である。

- . 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし。
- . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項
- 1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(D種優先株式)の発行により資金の調達をしようとする理由 当銀行は、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給や経営支援の強化を通じて、地域経済の更なる活性化を図ることが責務であると、強く認識している。一方で、平成20年12月改正前の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(以下「旧法」という。)に基づく国の資本参加の枠組みの下では、金融仲介機能の積極的な発揮に向けたシステム投資等が難しいなどの制約が生じている状況を踏まえて、旧法に基づく資本を償還し、同改正後の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(以下「新金融機能強化法」という。)に基づく資本への入れ換えを行うとともに、資本基盤の強化を図るためにD種優先株式を発行することが必要であると判断した。D種優先株式が普通株式に転換された場合には株式の希薄化が生じることとなるものの、当銀行としては、D種優先株式の引受けに係る申込みに当たり策定した経営強化計画における返済財源確保のための方策を着実に実践し、D種優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えている。
- 2 . 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(D種優先株式)に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容該当事項なし。
- 3. 当銀行の株券の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容該当事項なし。

. 第三者割当の場合の特記事項

1.割当予定先の状況

割当予定先の名称		株式会社整理回収機構			
払込金額		16,000,000,000円			
	住所(本店の所在地)	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号			
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤田 昇三			
	 資本金の額	12,000百万円			
割当予定先の内容	事業の内容	破綻金融機関等からの不良債権等の買取り並びに管理・回収 及び処分業務、健全金融機関等からの不良債権の買取り並び に管理・回収及び処分業務、金融機関等の資本増強等に関す る業務等			
	株主及び持株比率	預金保険機構 100%			
	出資関係	割当予定先である株式会社整理回収機構は、当銀行発行のC 種優先株式9,000,000株を所有している。			
当銀行との関係	取引関係	預金取引を行っている。(平成26年2月末現在)			
	人的関係	該当事項なし			
割当予定先の選定理	里由	新金融機能強化法に基づき、協定銀行である株式会社整理回収機構に対してD種優先株式を割り当てる。			
割り当てようとする	る D 種優先株式の数	16,000,000株			
株券等の保有方針		であり、商品性や株価の状況等から見て、その時点で普通株式への転換(処分)を行うことが極めて有利である場合で、当銀行との協議を経てもなお当銀行による自己株式取得等の申出が当行より見込めないと割当予定先(株式会社整理回収機構)が判断した場合、当銀行の経営の健全性維持及び市場への悪影響の回避を前提とした上で、割当予定先(株式会社整理回収機構)がD種優先株式を普通株式に転換して市場による処分を行うことも考えられる。ただし、その際には、当該処分が方法及び規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点からの預金保険機構による審査を経て行うとされており、当該審査にあたっては、当銀行の経営の独立性に十分配慮されることとされている。また、割当予定先(株式会社整理回収機構)により、ヘッジを目的とはた株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はないものと当銀行は認識している。			
払込みに要する資金等の状況		本第三者割当増資は、新金融機能強化法に基づくものであり、また、割当予定先である株式会社整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社である。従って、本第三者割当増資による払込みは確実に行われるものと判断している。			
割当予定先の実態		割当予定先である株式会社整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社である。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認している。			
		ている。			

2.株券等の譲渡制限 該当事項なし。

3.発行条件に関する事項

当銀行は、D種優先株式の優先配当率、優先株主が負担することとなるクレジット・コスト及び普通株式を対価とする取得請求権等のD種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また当銀行の置かれた事

業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、D種優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当銀行としては、公正な水準であると判断している。なお、D種優先株式の価値の算定については、公正性を期すため、外部専門家より価値算定書を取得している。なお、発行決議に際して、当銀行監査役3名全員が、D種優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮するとともに、外部専門家より取得している価値算定書を確認した上で、払込金額が割当予定先に特に有利でなく、取締役会にて発行決議を行うことが適法である旨の意見を表明している。

4. 大規模な第三者割当に関する事項

D種優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、D種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の希薄化率(平成26年1月30日現在の株主名簿に基づく発行済株式に係る総議決権67,321個(議決権制限株式であるC種優先株式に係る議決権9,000個を含む。)に対する、発行株式に係る議決権数(D種優先株式が下限転換価額90.5円で普通株式に転換された場合の普通株式に係る議決権数)の比率)は、262.61%(小数点第三位以下を切り捨てて表示)となる。

5. 第三者割当後の大株主の状況

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海 1 丁 目 8 -11	3,375	5.78%	3,375	5.78%
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神 2 丁 目13-1	2,623	4.49%	2,623	4.49%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目3-3	2,558	4.38%	2,558	4.38%
豊和銀行従業員持株会	大分市王子中町 4 番10 号	1,801	3.08%	1,801	3.08%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 丁目 6 - 6	1,656	2.83%	1,656	2.83%
株式会社西日本シティ 銀行	福岡市博多区博多駅前3 丁目 1 - 1	1,464	2.51%	1,464	2.51%
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁 目12-1	1,314	2.25%	1,314	2.25%
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1 号	1,251	2.14%	1,251	2.14%
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1-31	1,243	2.13%	1,243	2.13%
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,095	1.87%	1,095	1.87%
計		18,382	31.51%	18,382	31.51%

⁽注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年1月30日現在の数字 を記載している。

² D種優先株式の割当後の普通株式の総議決権数に対する所有議決権数の割合の変更はない。

(2) A種優先株式

() A健缓尤体式					
氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社大分銀行	大分市府内町3丁目4-1	500		500	
三和酒類株式会社	宇佐市山本2231-1	300		300	
二階堂酒造有限会社	大分県速見郡日出町 2849	300		300	
株式会社テレビ大分	大分市勢家春日浦843- 25	100		100	
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1丁目6-6	100		100	
学校法人文理学園	大分市一木1727-162	100		100	
株式会社大分放送	大分市今津留3丁目1-1	70		70	
綜合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂 1 丁 目6-6	60		60	
株式会社東部開発	大分市迫字丸山658-1	60		60	
クローズアップ・ソノ ヤ株式会社	中津市新博多町1723-1	50		50	
有限会社大分合同新聞 社	大分市府内町3丁目9- 15	50		50	
株式会社オーシー	大分市末広町2丁目3- 28	50		50	
トッパン・フォームズ 株式会社	東京都港区東新橋1丁 目7-3	50		50	
株式会社佐賀共栄銀行	佐賀市松原4丁目2-12	50		50	
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁 目12-1	50		50	
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1-31	50		50	
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺6 丁目29-20	50		50	
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1-1	50		50	
株式会社西日本シティ 銀行	福岡市博多区博多駅前 3丁目1-1	50		50	
計		2,090		2,090	

⁽注) A種優先株式は株主総会における議決権がない。

(3) B種優先株式

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数の 議決権数の 割合			
株式会社西日本シティ 銀行	福岡市博多区博多駅前 3丁目1-1	3,000		3,000				

⁽注) B種優先株式は株主総会における議決権がない。

(4) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内 三丁目 4 - 2	9,000	100%		

- (注) 1 C種優先株式は議決権制限株式である。
 - 2 平成26年3月31日付で、本第三者割当増資に先立ちC種優先株式の全てを取得・消却する予定である。

(5) D種優先株式

氏名又は名称	氏名又は名称 住所		総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内 三丁目 4 - 2			16,000	

(注) D種優先株式は、上記 . 第12項に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会における議決権がない。

(参考)本第三者割当増資後、B種優先株式及びD種優先株式の全てが普通株式に転換された場合における 普通株式に係る大株主の状況

氏名又は名称	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	D種優先株 式転換後の 所有株式数 (千株)	D種優先株 式転談決権 に対議決を に対議決を 有割 の (注2)	D種優先株 式に B種優加 大株式 B種 を 大株の所有株 式数 (千株)	D式て先後権る権のというでは、 株の数所数に 株の数所数に 大の数所数に 大の数のの かい かい はい
株式会社整理回収機構			176,795	75.19%	176,795	49.44%
株式会社西日本シティ 銀行	1,464	2.51%	1,464	0.62%	123,913	34.65%
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口4)	3,375	5.78%	3,375	1.43%	3,375	0.94%
株式会社福岡銀行	2,623	4.49%	2,623	1.11%	2,623	0.73%
株式会社みずほ銀行	2,558	4.38%	2,558	1.08%	2,558	0.71%
豊和銀行従業員持株会	1,801	3.08%	1,801	0.76%	1,801	0.50%
日本生命保険相互会社	1,656	2.83%	1,656	0.70%	1,656	0.46%
株式会社福岡中央銀行	1,314	2.25%	1,314	0.55%	1,314	0.36%
株式会社南日本銀行	1,251	2.13%	1,251	0.53%	1,251	0.34%
株式会社宮崎太陽銀行	1,243	2.13%	1,243	0.52%	1,243	0.34
計 (注) 1 版有性式物及び	17,287	29.63%	194,083	82.54%	316,531	88.52%

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年1月30日現在の数字 を記載している。
 - 2 D種優先株式の下限取得価額90.5円により全てのD種優先株式の取得請求権が行使された場合の普通株式(176,795,580株)を株式会社整理回収機構が全て保有した前提である。

- 3 B種優先株式の下限一斉B種取得価額(現時点のB種取得価額ベースで24.5円)により全てのB種優先株式が普通株式(122,448,979株)に転換された前提である。
- 6 . 大規模な第三者割当の必要性

当銀行は、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給や経営支援の強化を通じて、地域経済の更なる活性化を図ることが責務であると強く認識している一方で、旧法に基づく国の資本参加の枠組みの下では、金融仲介機能の積極的な発揮に向けたシステム投資等が難しいなどの制約が生じている状況を踏まえて、旧法に基づく資本を償還し、新金融機能強化法に基づき、割当予定先に対するD種優先株式の第三者割当の方法による国の資本参加を申請した。当銀行としては、D種優先株式の引受けに係る申込みに当たり策定した経営強化計画における返済財源確保のための方策を着実に実践し、D種優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えている。

当銀行取締役会は、経営陣から一定程度独立した者として当銀行社外監査役並びに社外取締役に本第三者割当 増資に関する諮問を行い、本第三者割当増資による資金調達の必要性及び他の資金調達手段との比較等での相 当性の観点から、本第三者割当増資が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務 を果たすために必要不可欠なものであり、またD種優先株式の商品性に関しては、他の資金調達方法に比して 当銀行の経営状況に適するものであるとともに、D種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であるとの意見を平成26年3月10日付で入手し、当該社外監査役並びに社外取締役の意見を尊重した上で本第三者割当増資を決議することとした。

- 7. 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項なし。
- 8. その他参考になる事項 該当事項なし。
- . その他の事項
- 1 . 引受人の氏名又は名称に準ずる事項 該当事項なし。
- 2 . 募集を行う地域に準ずる事項 日本国内。
- 3.金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限 該当事項なし。
- 4. 提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 59,444,900株

A 種優先株式 6,000,000株 B 種優先株式 3,000,000株 C 種優先株式 9,000,000株

資本金の額 12,495百万円

以 上